



2023年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社エル・ティー・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 樺島 弘明
(コード番号：6560 東証プライム市場)
取 締 役 副 社 長
問 い 合 わ せ 先 上 席 執 行 役 員 李 成 一
グループ経営推進室長

TEL. 03-6897-6140

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、2023年2月22日開催の当社取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案（以下、「本議案」という。）を、2023年3月23日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に向けた貢献意欲及び士気をより一層高めるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

また、本議案における報酬等の額、割り当てられる新株予約権の数その他の新株予約権の内容等は、上記の目的、昨今の経済情勢等を含めた当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されたものであり、相当であると考えております。

II. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額は、2022年3月16日開催の第20期定時株主総会において、年額4億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすること、2019年3月26日開催の第17期定時株主総会において、かかる金銭報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額2,500万円以内とすることについてご承認いただき、今日に至っております。

今般、上記目的等を踏まえ、対象取締役に企業価値の持続的向上に向けたより一層のインセンティブを与えるべく、金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5,000万円以内とし、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとさせていただきたいと存じます。

対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価

値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、本総会において本議案とあわせて付議予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案が原案どおり承認可決されました場合には、同じく6名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は150個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は15,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（3）新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。本新株予約権は、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行に該当しない。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの日の範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（7）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の条件については、取締役会において定めるところによる。

（8）新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上